

令和 7 年第 4 回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 4 月 3 0 日（水）午後 2 時 0 0 分

場 所 白河市役所 5 階 正庁

2. 会議構成人員（3 8 名）

出席農業委員（1 8 名）

欠席農業委員（1 名）

出席農地利用最適化推進委員（1 3 名）

欠席農地利用最適化推進委員（7 名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。

定刻となりましたので、これから始めたいと思います。

本日の総会は、委員の改選後、初の定例総会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、ただいまより令和7年第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が4件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が4件、合わせて9件をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人ではありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

令和7年4月30日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその4朗読】

以上、その１からその４までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 農地法第３条その１について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 ４月１９日、委員と現場調査をしました。譲受人、譲渡人には、電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことでした。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議なしということなので、その１について原案のとおりと決定いたします。

農地法第３条その２について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る４月２６日、委員と現地調査を行いました。また、譲渡人、譲受人双方については電話で内容を確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。また、現在この農地につきましては、譲受人が管理を行っております。今回の申請に伴う周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その２について原案のとおりと決定いたします。

農地法第３条その３について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の依頼に対して、去る４月２０日に委員と譲渡人と、譲受人の立会いの下、現地で確認した結果、申し内容に間違いのないことで、今回の依頼で周辺の農地の環境に特に影響がないことと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その３について原案のとおりと決定いたします。

農地法第３条その４について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、4月26日に委員と譲受人の下、現地調査を行いました。譲渡人は仕事のため、電話で確認しました。双方とも申請内容に相違ないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題はないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和7年4月30日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第4条その1について審議いたします。

事務局より説明させます。よろしくお願いします。

事 務 局 それでは、6ページをご覧ください。

農地法第4条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の依頼について、去る4月22日に委員と申請人と3人の下、現地確認を行ったところ、申請内容に間違いのないことで、今回の依頼による周辺の環境への影響もないというふうに思いますので、皆様のご審議よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおりと決定いたします。

◎議案第3号

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和7年4月30日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、12ページをご覧ください。

農地法第5条その1、一時転用事業について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請において、4月20日、委員と現地の調査を行いました。当日は設定人と被設定人も現場に立ち会っていただきました。双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の転用による周辺農地への影響ですが、こちらは調査して問題ないと思います。皆様の審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、17ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その２朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第３種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る４月23日に委員と現地調査を行いました。譲渡人の代理人と、譲受人と現地でお会いし、申請農地を確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。申請地の周辺は住宅地で、転用による農地への影響については特に日照問題、排水問題等の農地環境に問題はないと思われます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その２について原案のとおりと決定いたします。

農地法第５条その３について審議します。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、22ページをご覧ください。

農地法第５条その３について説明申し上げます。

【その３朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第１種農地と判断いたしますが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の依頼について、去る４月20日に委員と設定人の立会いの下、現地調査を行いました。依頼内容について聞き取りをしましたが、依頼内容に間違いのことで、今回の依頼による周辺の農地環境は特に問題ないと思います。皆様の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その３について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、27ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請につきまして、去る4月26日、委員と、また、設定人、被設定人立会いの下、現地調査を行いました。また、申請内容に対する確認もその状況で終わっております。双方とも申請内容については間違いがないということでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様の審議、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

◎その他

会長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様方から何かご意見はありませんか。

何かご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 なければ、事務局お願いします。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡を申し上げます。

まず1点目でございますが、お手元に資料配付させていただいております。

市の農政課及び農林整備課より、令和7年度の主要事業について資料の提供がありました。

次回総会は5月30日金曜日午後2時より、同じくここ正庁で開催いたします。

以上でございます。

会長 何かほかにご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

会 長 では、これもちまして、令和7年第4回白河市農業委員会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

(午後 2時 43分)
